

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 日時

平成27年11月25日（水）午後2時00分～午後3時55分

2 場所

福岡地方裁判所小倉支部大会議室

3 参加者

裁判員経験者5人

司会者 柴田 寿宏（福岡地方裁判所小倉支部第1刑事部部総括判事）

裁判官 杉原 崇夫（福岡地方裁判所小倉支部第1刑事部判事）

裁判官 山下 真吾（福岡地方裁判所小倉支部第1刑事部判事補）

検察官 榑 清隆（福岡地方検察庁小倉支部検事）

弁護士 馬場 伸城（福岡県弁護士会北九州部会所属）

4 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

※ 裁判員経験者を着席順に「1番」等と表記する。なお、4番は欠席した。

○司会者

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

裁判員裁判が始まったのは平成21年なんですけど、もう6年以上経ちますけれども、まだまだ改善すべき点は多々あるというふうに我々は考えています。

きょうは、その改善のためにぜひ皆様に忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、早速ですけれども、皆さんが担当された実際の裁判の審理や評議を振り返っていただいて、率直な感想をお話しいただきたいと思っておりますので、順番に聞いていきたいと思ひます。

まず、1番の方には、介護していた妻を殺害したという高齢の男性の被告人の裁判を担当していただいたわけですが、いかがでしたでしょうか。

○1番

介護する方が自分自身のストレスとか、不安とかがあつて、介護されていた方を自らの手で殺してしまうというケースがこの事件以降も続いているんですね。それがやっぱり残念なことで、初めて裁判員となつて、いろんな経験をさせていただいて、裁判官を含め、検察官、弁護士の方々は大変な職業だなということは感じました。

裁判官の方の説明がすごく親切で、裁判員を初めて経験する私たちにとっては、すごくわかりやすくて、不安もなくすような感じでしたので、ほんとうに助かりました。ありがとうございました。

○司会者

ありがとうございました。引き続きよろしくお願ひします。

では続いて、2番の方には、コンビニ強盗などの犯罪を繰り返して、たくさん事

件を起こした被告人の裁判を担当していただいたというふうにお聞きしておりますが、いかがでしたでしょうか。

○2番

テレビで連続コンビニ強盗のニュースをやってて、怖いねとか言っていた事件だったので、自分も子供を育てているので、気にはなっていました。どういうふうで育て、どういうふうな過程を進んでいくと、強盗をしたくなるのかなというのが、今までいろいろと気になっていたもので、裁判員として裁判にかかわって、こういうふうになると、人というのはこっちの道にそれちゃうこともあるのかみたいなことがわかって、とても参考になりました。また、周りの誰かが救ってあげていたら、強盗犯にならなかったんじゃないかなって思うので、いろんな人にこういう裁判を見ていただいたほうが、世の中のためにはなるのかというふうに思いました。

○司会者

ありがとうございました。引き続き、御意見を聞かせていただければと思います。

それでは次、3番の方には、北九州市内で発生した殺人未遂事件を担当していただいたんですけれども、いかがでしたか。

○3番

被告人は、その事件を起こす前に、コンビニやいろんなところでアルバイトとして働いていたそうです。私から見たら、見るからにちょっとかわっているというふうな雰囲気青年でしたが、そんな人が、普通に面接に通って、アルバイトができて、それでこういった事件を起こしてしまったので、裁判の後、どうしてもっと前に防げなかったのかとか、様子がおかしいなこの子はこの感じで注意できなかったのかとか、いろんなことを思うことができました。

○司会者

ありがとうございます。引き続きよろしく申し上げます。

次に、5番の方は、人の家に盗みに入った上、その家に火をつけたという被告人の裁判を御担当いただいたとお聞きしていますが、いかがでしたか。

○5番

実を言うと、私、裁判員になるのを何とか断りたいと思っていて、事前に提出した書類にもいろいろ理由を書いて、辞退を希望していたんですけど、それでも個別に面接があって、裁判長の方から本当にだめですかと言われたときに、やってみようかと気持ちを切り替えていたら、裁判員に選ばれてしまいました。

終わってみれば、非常によい経験を積まさせていただいたと思っています。

私が担当させていただいた裁判は、死亡とかけがに關係がなかったので、こんな事件であれば参加してもいいのかなというスタートだったんですけども、火をつけて、人の家を燃やすという事件で、かつ件数が非常に多かったので、やっぱりこういう事件は絶対に許されないということを強く感じました。

また、被害者の方が事件の後、いろいろ御苦労されている話を聞いたり、被告人のお母さんが証言されたりしている姿を見ると、やっぱり加害者にも被害者にもなってはいけないなとつくづく思いました。

○司会者

ありがとうございました。引き続きお願いいたします。

6番の方には、拳銃を発射した被告人の事件を担当していただいたんですけども、いかがでしたか。

○6番

せっかくのチャンスをいただきましたので、裁判員裁判に臨んだ際の私の心境からお話しさせていただきます。

私は、小さいころから、親なり周囲から何があっても絶対に裁判所のお世話になるようなことをしたらいかん、そういうことをやると先祖の位牌に泥を塗ることになるということを刷り込まれてきました。そういう育ち方をしたものですから、この裁判所の前を通るのさえ、嫌な気持ちで通ったものです。

ところが、今回自分が裁判官と同じ立場の仕事にかかわるということで、非常に複雑な心境でした。

しかし、結果として、たくさんの人間の中で暮らしている我々が、それぞれ生い立ちも違い、考え方も違う中で、三人寄れば文殊の知恵といえますか、裁判所というまさに民主的な裁きの場で経験させていただいた今回の裁判員裁判については、大変いい機会をいただいたとあって、感謝しております。

とりわけ、裁判長には、全く素人の我々を辛抱強くいろいろ教育、指導していただき、改めて、この席を借りてお礼を申し上げます。

さて、先ほどの拳銃事件の件でございますけども、現役のときは、大阪方面に本社がある鉄鋼会社に勤めていましたが、本社に行くと、北九州は拳銃がいつもばんばん飛び交っておるんじゃないかとよく言われまして、こと拳銃発砲事件については、非常に敏感な考え方を持っておりました。

判決は私の思ったよりも軽いものでしたが、これはやはり、今の裁判制度が、量刑のデータベースに基づいて勘案していくというところがありますので、どうしようもないことかなと思っております。

ただ、刑罰を与えて、犯罪の再犯防止を図るのか、それとも本人の更生を図るのかという二つの論点から考えると、まあまあ厳しい刑罰を完全に与えて、これで一件落着というわけにはいきませんので、裁判の結果というのはこんなもんかなというふうに、自分なりに理解しております。

ただ一つ、拳銃の行方がどうなっているのかがはっきりしなかったのは、残念だったかなと思っております。

○司会者

ありがとうございました。引き続き、関連するお話もまた出てくるかと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、続いて、実際の審理の内容について、少し踏み込んで具体的にお聞きしていきたいと思えます。

まず、皆さんそれぞれ御担当された裁判の中で、いろいろな証拠が法廷で取り調べられたことと思えます。

そして、裁判官からは、私たちの話し合いというのは、法廷で見たり聞いたりした証拠に基づいて行うんですよという説明も受けたと思います。そういう意味で、その証拠を確認するというのが、大事なお仕事になるのですが、皆さんが実際に担当された裁判を振り返っていただいて、証拠を見せてもらったんだけど、この証拠は何か事件と関係あるのかな、こんなの別にどうでもいいんじゃないかなというような証拠はなかったでしょうか。

逆に、ここ知りたかったのに、これについての証拠がないですねというような話が評議の中でも出てきたんじゃないかと思うんですけども、そういった証拠はあったでしょうか。

証拠を提出するのは、主として証明責任を負っている検察官ですが、もちろん弁護側からも証拠を提出することはできます。特に、検察官、弁護人が、裁判員裁判に当たって、どんな証拠を出そうか、あるいは、持っているんだけどこの証拠は出さずにやめておこうか、そういう判断を日々されていると思うので、皆さんが実際に経験された裁判で、証拠の過不足、つまり、これは要らなかったんじゃないか、あるいはもっとこういう証拠があったほうがよかったんじゃないかとか、そういった御意見があれば、ぜひお聞きしたいと思います。

どなたでも構わないんですけど、思い当たるという方はいらっしゃいますか。

では、1番の方どうぞ。

○1番

私が担当した事件は、御主人が奥さんをロープで絞めつけて殺したという事件だったのですが、奥さんの体はかなり骨折が見受けられたので、強い圧迫を加えて、殺したんじゃないかという疑問が出たんですよ。

それで、その骨折が、介護されている中で生じたものなのか、殺したときのものなのかということがわからなかったので、被告人質問の際に、私から質問させていただいて、痛み止めの薬を飲んでたということがわかりました。それで、当時から介護の中で、そういう骨折があったんだろうということがわかったんですが、証

拠としては出てこなかったんですよね。素人考えでしたけど、それが出てこなかったのがなぜかなって思いました。

○司会者

その裁判は私が担当させていただいたんですけれども、殺したこと自体は確認できたとして、御遺体の損傷の状況などを写真などで確認していただいた際に、この傷は一体どうしてできたんだろうというところが、完全にはわからない部分として残ってしまったんですよね。

実際、検察官の手元に証拠があったのかなかったのかは、私たち裁判官にもわからないので、本当のところはわからないんですけれども、その辺りの事情まではつきりできるものであれば知りたかったということですね。

○1番

そうですね。ふだんそういう痛み止めの薬を飲んでたということがわかれば、介護する中での自然骨折という話は出てくるんですよね。あのときは、検察の方の考える視点と、私たち素人が考えることとは全く違うのかなって思いました。

○司会者

ありがとうございました。ほかの方はいかがですか。

では5番の方どうぞ。

○5番

私が担当したのは、9件の窃盗に入って、その後証拠を隠滅するために放火したという事案でした。どれも同じような事案の繰り返しだったので、裁判官の方が表を作ってくくださったのですが、その表を見るとしっかりと理解できたかなと思いました。言葉でずっと説明を聞いていても、同じような繰り返しで、例えば、どの事件が重要なのかというのが判断しにくいんです。

だから、事実の多い事案では、特に何か工夫をして、見やすく、わかりやすい証拠を提示していただければいいんじゃないかなと思います。

○司会者

ありがとうございます。続いて、検察官にお聞きしたいと思いますが、人が亡くなっている事件について、検察官のほうで立証していく中で、そういった御遺体の写真、あるいは、死ぬまでは至ってないけれども、大けがをさせているような事件について、けがの写真などを証拠として出そうとされることがあると思うんですけども、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

○検察官

それでは、ちょっと私のほうから、検察官がどういうふうを考えているかということでお話ししたいと思います。

まず、御遺体の写真や、ひどいけがの写真というものをふだん見慣れていない裁判員の方がご覧になると、それが大きな精神的な負担になってしまうことがあるということには、我々としても十分に配慮しなければいけないと考えております。

また一方で、例えば、被告人が殺したのかどうか、殺すつもりがあったのかどうかといった点について争いがある事件がございます。その場合には、例えば切り口がどれだけ深いのかとか、そういうことは写真を見ないとなかなかイメージとしてわからないような場合も出てまいります。そのような場合には、ちょっと厳しいかもしれませんが、御遺体の写真を見ていただかないと事実の認定ができない場合もあると思われまます。

それから、裁判員の皆様方も裁判官と一緒にあって、量刑を決めていただくことになるんですが、やはり、殺人事件や強盗殺人事件といいますのは、かなり刑が重くなってまいります。場合によっては死刑や無期懲役ということもございます。そういう場合には、殺し方の残虐性だとか、残忍性といったことも、写真などをしっかり見ていただかなければ、なかなか刑を決めにくいというような事件もあると思われまます。そのような事件については、検察官としては、御遺体やけがの写真も必要ではないかと考えています。

また、検察官は、そういう御遺族がいらっしゃる事件の場合、多くの事件では、裁判に臨む前に、御遺族の方とお話をさせていただいて、どういうふうに立証する

ことを希望されますかということを知りたいと思います。必ずそれに従うということではないんですが、御遺族の中には、判断していただく方が自分たちの愛する夫とか、愛する子供、愛する父親、母親がどういうふうになされたのかという写真をぜひ見てほしいと御希望される方もかなりいらっしゃいます。そういう場合には、やはりそういう御希望をなかなか無視することはできないと考えております。

ですから、このような事情を考えた上で、かつ、裁判員の皆様方に、必要以上の負担をかけないように、つまり必要ない写真を見せたり、過度に刺激的な写真を見せたりしないように配慮しつつ、事実認定や量刑判断に必要な写真は見ていただくことが必要ではないかと考えています。そのようにバランスをとった上で、証拠を請求するというのが、検察官としての私の考え方でございます。

○司会者

大体お聞きしたいようなことをお答えいただけたと思います。

今度は、裁判員経験者の皆さんに聞きたいんですけど、3番の方は、殺人未遂事件で、被害者の方の傷の写真はご覧になったんじゃないかと思えますけども、率直にいかがでしたか。

○3番

やはり、傷の写真を見せていただくことによって、どれだけの力だったのかが分かるので、写真とかを見た上での判断というのが必要だと思います。

別の話題になりますが、検察官の方が、写真をはじめ、いろんな証拠を出されて、それを法廷で見た後で、評議室で他の裁判員の方々と話した際に、私を入れて二、三人の人が、あのことはどうだったんですかねという質問をしたときに、裁判官の方が、そのことは調べてなかったですねと言っただけで終わったんですね。やはり、二、三人の人が不思議に思うことを、まだ時間のある中で、簡単に片づけられてしまったので、もっとどうにかできないのかなと感じることがありました。

○司会者

ありがとうございました。むしろ証拠をたくさん出して、いろいろ疑問に答えら

れるだけのものを見たかったということですかね。

○3番

そうですね。それとやはり、一人一人思うことが違うかもしれませんが、半分以上の方が不思議に思う内容というのは、もう一度調べ直していただくということがあってもよろしいんじゃないかなと思いました。

○司会者

貴重な御意見でした。ありがとうございました。

本日御参加の皆さんで、人が亡くなっている事件というのは1番の方だけなんですけども、御遺体の写真も確か1枚あったと思うのですが、印象に残っていますか。

○1番

以前、遺体の写真を見て、すごいストレスを感じて、自分の仕事ができなくなったとかいう事例がテレビで報道されていたと思うんですが、私が担当した事件のときは、まず、裁判長のほうから、今回は、御遺体の写真は皆さんにお見せしないことにしていますので御安心くださいということと、ただ、首を絞めた後の布団などに血が流れている写真は見ていただきますけども、余り気になされませんようにという説明が最初にありましたので、不安とかそういうのはなかったです。

○司会者

ありがとうございました。

先ほどの6番の方の話と関連しますが、証拠の種類としては、提出された写真とか書類などとともに、メインの証拠調べとして、証人や被告人に事情を聞く手続があったと思います。

裁判員の皆さんは、直接証人や被告人に聞いていただくことができますよという説明が裁判官からなされていたと思うんですけれども、皆さんが担当された裁判において、証人や被告人に、もうちょっと自分で聞きたかった、あるいは検察官なり、弁護士なりに、もっと突っ込んで聞いてほしかったといった御感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。

○1番

私が担当した事件では、どういうことかよく理解できなかったこととかをみんなが集まってお話ししたときに、裁判長がうまくリードされて、それは質問したらいいかがでしょうかということで、先ほどの骨折の件を質問させていただいて納得もできました。

○司会者

ありがとうございます。

それでは、続けて、法廷の検察官と弁護士の活動として、検察官が主に証拠を提出して事件を明らかにしていくということになっていくんですけれども、それとともに、検察官と弁護人がそれぞれ、裁判の最初と最後に、プレゼンの機会、それぞれの最初は冒頭陳述、最後は、検察官が論告、弁護人が弁論と呼びますけれども、この場面について、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

まず、検察官、弁護人、共通なんですけど、恐らく皆さん御担当された裁判では、そういった冒頭陳述や、論告、弁論の時間に、検察官、弁護士から、メモが配布されたことと思います。その配布されるメモなんですけど、これは各当事者が知恵を絞って、皆さんにわかりやすく、しかも評議の中で使ってもらいたいという願いを込めて、いろいろ工夫をしながらつくられたものなんですけれども、そういった配布されるメモについて、ここはもうちょっとこうしたほうがいいんじゃないかとか、逆にわかりやすくとても評議のときに参考になったとか、そういう皆さんの率直な御意見、御感想をお聞かせください。

6番の方は、検察官のメモとか弁護人のメモを見てどうでしたか。

○6番

そうですね、特に全然不満は感じなかったですね。

○司会者

わかりやすかったということでよろしいでしょうか。

○6番

はい。

○司会者

ありがとうございます。ほかの方はいかがですか。

どうぞ，1番の方。

○1番

検察官の方の書類は，すごい簡潔で，素人の私たちが見てもわかりやすく参考になりました。

○司会者

ありがとうございました。

2番の方にお聞きしてもいいですか。担当された裁判では，被告人がたくさん事件を起こしたというふうにお聞きしているんですけど，書類がごちゃごちゃしたりはしてなかったですか。

○2番

中学校の授業みたいな感じで，すごくきれいにまとまっていて，これ見やすいよねと裁判員の皆さんがおっしゃってました。

○司会者

なるほど，それは，検察官のつくったものですか。

○2番

どちらも。すごく見やすかったんです。

○司会者

ありがとうございました。

配布されるメモについては，皆さんわかりやすいという評価をいただいているということですのでよろしいでしょうかね。

よく裁判員裁判が始まったころは，やっていることがよくわからないとか，特に弁護士の活動はわかりにくいというふうに言われていたんですけども，最近は，裁判官から見てもわかりやすくなっているなという実感はあるのですが，弁護士の

立場からはいかがですか。

○弁護士

やはり、こういう資料がわかりやすいと言われたり、こういう資料を使ったら、こういうふうな結果になるんだという経験が蓄積されてきております。弁護士会の中でも、研修などを通して、そういう資料をそれぞれ弁護人が入手して、こういったものをつくと伝えられるのかなということが経験として蓄積ができているのかなと感じています。

○司会者

そういう意味では、検察官は専門にやっておられて、かなり蓄積されているんですか。

○検察官

蓄積はしますが、いろんな事件がありますので、それぞれの事件でどうやれば、よりわかりやすいものができるのかを考え続けていかなければならないというところで、日々、研鑽に努めているところです。

○司会者

皆さんわかりやすかったということですが、検察官も弁護士も、今後さらにもっとよくしていきたいと思っているということですので、何かあればおっしゃっていただければと思います。

我々裁判官も、裁判員裁判が始まって以来、ずっとそういった当事者の提出する書類を読んできているわけなんですけれども、最近のものは、もう完成されているかなというぐらいの、特に検察官はわかりやすいものを出してきているなという印象を強く持っています。

弁護士さんは、それぞれ個人で活動されているというところなので、ばらつきは大きいところではあるんですが、それでも研究は進んでいるのかなという印象を持っています。

それに関連してなんですけども、検察官と弁護人は、そういった冒頭陳述や論告、

弁論においては、もうほぼ定型とっていいメモを皆さんに配布した上でプレゼンテーションを行うというやり方が定着しているんですけども、もっと別にこういった書類も手元に欲しかったなとかいうのがあれば、御意見をお聞きしたいんですけども。

法廷で、見て、聞いて、わかっていただいた範囲で、皆さんに考えていただくというのが裁判員裁判なんですけれども、そうは言っても、かなり複雑な事案とか、件数が多い事件とかもあります。そういうときに、何かこういった資料が手元にあってもいいのかなというふうに、もし感じられたことがあれば、お聞きしたいですし、いや、もう法廷で見聞きする範囲で対応できましたということであれば、そういう御意見もお聞きしたいと思います。

5番の方の担当事件は、件数が多かったんですね。

○5番

そうですね。全体で9件ですね。5年か6年の間に9件、全く同じような案件でした。全部の事件がもちろん重要なんでしょうけども、どの事件がポイントになってくるのか、刑を決める上で、裁判員としてどこら辺を注視していったらいいのかというところが、はっきりわかるといいんじゃないかなと思います。

さっき言ったように、表だとか、見やすいメモですね。私の案件のときは、検察官の方は資料を事前にきちっと準備されたんだけど、弁護側はそうではなかったので、先ほど、司会の方が言われたように、ばらつきがあるのかなという感じはあるんでしょうけども、基本的にはそれを見ながらこちらも判断するということになるし、メモとはいいいながらも、かなりウエイトがあるものかなと思いますので、全体的にはやっぱり見やすいものが求められているのではないかと思います。

○司会者

皆さんには、事前に検察官、弁護人、裁判官に質問はありますかということをお伺いしていました。まず検察官について、事前に争点や証拠を整理して、皆さんにわかりやすく法廷で立証していく責任を負っている立場で、証拠を取捨選択しながら

ら、ポイントを絞って、法廷で明らかにしていくことに御苦勞があるのではないのでしょうかという質問がありましたが、特に公判前整理手続の中での御苦勞について、お話ししていただけますか。

○検察官

まず、流れだけ簡単に説明させていただきますと、公判前整理手続の段階で、かなりの数の証拠を請求いたします。これは元証拠といって、ある程度生の証拠です。それで、公判前整理手続の中で、裁判所、それから弁護人を交えまして、この事件の主な争点、争うところは何かというところを明らかにしていきまして、それと合わせて証拠を圧縮して、絞って、まとめた報告書をつくるという作業をしております。

ですので、先ほど3番の方から、疑問が残ったというお話がありましたが、もしかしたら裁判員の方がここに疑問を持つのかなというところが頭にありつつ、弁護人との間で争点を打ち合わせていくと、そこに絞った証拠にしようという形になってまいります。逆にそうしないと、いろいろなところに争点が散らばってしまって、逆に証拠がいっぱいあるけど、結局どれを見ればいいかわからなくなってしまふということがありますので、まさに取捨選択をするところで、争点となっていない証拠をどこまで調べるのかという判断が、かなり難しいところです。

特に、我々三者で、ここが争点だとなっていくときに、新たな視点で、疑問を持たれるところを全て予想するのは難しいということもありますので、もしかしたら、先ほど3番の方から疑問が出たところは、取捨選択の段階のことかと思われま

す。

あと、そのほかのことで検察官として苦勞しているところなどをちょっと述べさせていただきますと思います。

皆様方の事件で、恐らく何人かの方が証人として出廷されたと思うんですが、検察官としましては、立証責任を負っているということから、証人の方の御予定を確保しなければいけないというところがございます、ここに苦勞がございます。皆

様方も裁判員として参加していただくときに、お仕事ですとか、御家庭のことですとか、いろいろと都合をつけていただくということで大変だったと思うんですが、証人の方、特に目撃した証人になりますと、会社とかいろいろなところに説明しなければなりません。期日に合わせて来ていただくために、予めこの辺りの時期になりますのでよろしくお願ひしますと言って日程を合わせてもらうのですが、これを平日の昼間にお仕事のある方にお願ひするのが大変で、その点で苦勞しているというところがございます。

あとは、検察官として立証責任を負っておりますので、事件にもよるんですが、法律の用語について、皆様方にわかりやすく、かつ正確に御理解いただけるように、公判前整理手続で、裁判所、弁護人と苦勞しながら工夫しているというのが現状でございます。

○司会者

では、公判前整理手続から裁判員裁判の公判に至るまで、弁護士として活動される中で、裁判員裁判ということで配慮されていることがあれば、少しお話しいただければと思います。

○弁護士

裁判員裁判というより刑事事件全般について言えることですがけれども、やはり、検察官が立証責任を負っていて、弁護人は責めればいだけだというわけではなく、例えば、無罪を主張する、自分はやっていないと主張する事案の場合は、弁護人としては、立証責任があるわけではないのですが、やはり無罪であるということを証明しようという思いでやっておりまして、そういうときに、一番弁護人にとって、不利というか、苦勞するのが、弁護人には捜査権限がありませんので、例えば、防犯カメラの映像を見せてくださいと言っても、協力してもらえません。そういう中で、どうやって証拠を集めていけばいいのかというのが一番苦勞します。

もちろん、検察官は立証責任を負っておりまして、捜査権限もありますし、捜査機関から証拠を集めておりますので、それを開示してもらって、弁護人は証拠を見

るんですけれども、やはりそのすき間、先ほどこの部分の証拠が出てなかったという話もありましたが、もともと存在していない証拠もありまして、こんな証拠があったら、こっちに有利になるのになと思いつながら、やはり弁護士としては、集める手段がほとんどありません。そういう状況で、どのようにしてない証拠を集めるのか、あるいは、ある証拠の中で、弁護士にとって有利な主張をどう組み立てるのか、そういうところが一番苦勞するところかなと思います。

他方、罪を認めていて、ただ反省しているのというところを強調したい事件の場合は、それほど証拠に関しては争わずに、本人が反省しているというところとか、あるいは、この罪がそれほど重くないんだというところをどうやって強調するのか、証拠の中でどこを強調するのかというところが中心になります。このように、事案によってやることが大分変わってきますが、無罪を主張する場合に、どうやって証拠を集めていくのか、あるいはその証拠の中から、どうやって無罪を証明するのかというのは、非常に苦勞するところです。

ただ、公判前整理手続に付されることによって、証拠のうち任意に開示していただけの部分が増えてきていますので、そういった面では、それほど争わない事案であれば、弁護士にとって、非常に活動しやすくなっているのかなという感じはしております。

○司会者

5番の方どうぞ。

○5番

今、弁護士の方がちょっと言われたことで、そうだなって思ったのは、私が担当した事件も、9件全て被告人が自供したという事件ですので、恐らくそのときに弁護士さんも、どちらかというところ、刑を軽くする方向での動き方をされていたんだなと、今思うと、そういう動きをやっぱり弁護士さんがやられているのかなというふうに感じました。参考になりました。

○司会者

ここからは、評議について意見交換させていただきたいと思います。

法廷での審理を終えた後、皆さんは、評議室に入って、裁判官と一緒に評議をして、結論を出していただいたことと思いますが、その評議の場面を少し振り返っていただいて、御意見をお聞きしていきたいと思います。

まず、6番の方からも、最初にお話が出たんですけど、実は、今裁判所でも量刑の評議というのは、基本的にはグラフを見ていただいて行うということになっています。

これは、事実上のルールで、どんな裁判員裁判であっても、同一の事件の量刑のグラフというのをまず見ていただいて、それを参考に、今回の事件の刑を決めるということになっているわけなんですけど、そのことについて、率直に、どうお感じになったかというところを聞かせていただければと思います。

では、6番の方、何か御意見はないですか。

○6番

量刑を、データベースを参考にしながら、そのレンジの中で考えていくというやり方は、一見、えらい杓子定規だなというような感じはしましたけど、よく考えてみると、仮にこの小倉の裁判所で、ある事件で10年の判決が出て、全く同じような事件で、15年の判決が別の裁判所が出たとなると、やっぱり被告人は不公平感を持ちますよね。

そういうことを勘案すると、余り不合理な差が開かないように、データベースを使うというのはもっともだなと、最終的には思うようになりました。

○司会者

なるほど、ありがとうございます。

5番の方は、先ほど刑の話をしていただきましたけど、どんな感じをお持ちになりましたか。

○5番

私のケースでも、10年から20年という幅の中で、どのあたりが落としどころ

かという点が議論になりましたが、当然、法律に関しては皆素人なんで、やはり、こういった量刑のグラフは絶対必要だと思いました。その中で、大きなバランスが崩れたときに、どんなふうにまとめていくのかは、裁判官のお力なんでしょうけども。

そこら辺で、例えば、この事件をより重く感じている人が、この判決になったときに、軽いんじゃないかなと思われることも当然あっていいとは思いますが、最終の判決を出したときに、被害者側の人たちが、ざわっと騒ぐということがあったりして、やはり刑を決めるということは、非常に難しいなと感じています。

やはりこのグラフというのは、絶対必要だとは思いますが。

○司会者

ありがとうございました。

もう少しほかの方の御意見をお聞きしたいのですが、3番の方はいかがですか。

○3番

私は、グラフは絶対に必要だなと、大体の目安というか、こういう事件を起こした人は、こういう感じなんだなというのがすごくわかっていいなと思いました。

私の事件は確か7年でしたかね。

○司会者

もうちょっと重くて10年でした。

○3番

10年でしたかね。私の中では、あの大きな包丁を殺意がないのに買うはずがないと、ずっとそれを思っていましたけれども、たまたま買いに行って、たまたま刺したというような感じの捉え方をする方もかなりいらしたんです。

そして思ったのは、被害者の方が法廷に来られて、今幸せで、とにかく加害者の方には、温かい気持ちで判断してもらいたいということをおっしゃったのが、かなり大きかったです。加害者のお母様は、私が責任を持つと言ってましたけど、このお母さんは、多分自分のことで精一杯という感じの方だったので。やはり被害者の

方の意見が、すごく大きいのかなという感想を持ちました。

○司会者

ありがとうございました。

皆さんにお聞きしておりますが、2番の方は、刑を決めるときの話し合いの感じとか、グラフを見たときの印象とかいかがでしたか。

○2番

グラフがあるほうが、目安があっていいかなと思いましたけど、グラフがあるから誰にでもできるんだとも思いました。

○司会者

なるほど。それは、いい意味と悪い意味と。

○2番

両方ともですね。誰でもという部分ではいいのかなと思うし、自分じゃなくてもいいんだとも思いました。

○司会者

ありがとうございます。

1番の方はいかがでしたか。

○1番

やはり法律で決められた範囲内というのがありますし、素人の考えで、簡単に決められることでもないの、あのグラフがあって、まず説明を受けて、それから、執行猶予がつくには、3年の刑じゃないとだめだという説明もちゃんとしていただきましたし、それで、皆さんと話し合いの中で、いろんな意見が出ましたけども、最終的に、ちゃんと判断できたんだと思いますので、よかったと思います。

○司会者

ありがとうございました。

3番の方、どうぞ。

○3番

量刑について、私が先ほど話をしましたけども、私個人としては、小さいころからの体験では、人を一人殺したら、自分の命で償うのが当たり前の話だというような育ち方をしたんです。

ところが、今の裁判では、3人ぐらい殺さないで死刑にならないというような、そういうデータベースになっておるのかなど。これでは、人を殺めても、二人までなら大丈夫だなというような誤った考えが起こるのではないのでしょうか。

もう1点は、未成年が、人を殺すなら今のうちやと、未成年扱いだから刑務所行かんで済むんだというようなことが、公然と言われておるということが、マスコミから出ましたよね。

それからすると、この量刑のデータベース化の中で、そのレベルを上げていくような時期になってきたんじゃないかなというように個人的には考えております。

○司会者

ありがとうございました。

データベースを使って量刑評議をしていくというのも、我々が裁判員裁判を行うようになってから始まったことなんですけれども、裁判官としては、そういった評議について、今どういうふうになっているかというところを聞いていきたいと思えます。

皆さんからいただいた質問の中でも、量刑を決めるに当たっては、過去の事例を参考に判断しなければいけないということだけでも、裁判員としては、どういったところに重要なポイントを置けばいいのかといった質問も出ています。まず、前提として、裁判官は、量刑評議をするに当たって、どんなことを考えながらやっているかといったあたり、杉原裁判官のお考えをお聞きしたいと思えますが、いかがですか。

○杉原裁判官

グラフを使うということを説明するに当たって、我々としても、過去の量刑傾向を御理解いただくに当たり裁判員を縛っているんじゃないかという誤解を受けるの

ではないかという不安があるので、非常に丁寧に説明をさせていただくことにしていますが、今、御意見を伺わせていただいたとおり、非常によく理解していただいて、我々としてはありがたいと思っております。

それと、2番の方が目安があれば誰でもできるんじゃないかとおっしゃいましたがけれども、私の印象は、むしろそうではなくて、本質的なグラフの意味とか、刑事責任をこれからどう決めるかというのを理解していただいて量刑評議をやっていただくというのは、それはすごいことだなと私は毎回思っています。

裁判員の中にもいろんな個性の方がいらっしゃいます。そういう方々が集まって量刑を決めるというのは、そのグラフを前提にしつつ、被害者のことをすごくよく考えられた方や被害者に感情移入された方もおられるし、被告人の御家族のほうにも感情移入される方もいらっしゃいますし、そういった方が集まって、総体として量刑が決まるので、毎回心情的には一期一会という表現が一番しっくりくるかなと思っております。

次に、量刑評議をするに当たって、何が大切かということですが、やはりいろんな立場に立って考えるということが大事なんじゃないかなと、私のこれまでの経験から思います。

やはり被害者の立場に立って考えることからスタートするんですが、被害者の親の立場や兄弟の立場にも立ちますし、他方で、被告人の立場や自分の兄弟が、家族が、こういうことをしたらどうなるのかという部分も考えますし、社会への影響とか、社会としては、この犯罪にどう対すればいいのかということも考えます。やはりいろんな人の立場に立って考えるのが大事なのかなというふうに考えます。

○司会者

ありがとうございました。

この後、さらに評議全体のことで、皆さんから御意見をお聞きしたいと思っておりますが、グラフの関連で少し補足すると、先ほど、杉原裁判官からも、別に皆さんを縛っているわけじゃないと、あくまで議論の出発点としてこれまでの量刑傾

向を見ていただくという話がありました。

他方、これは軽過ぎるんじゃないかという意見も出てくるわけです。

そうすると、やはり、今までの量刑を基準に考えた場合に、今回は、特別に重くすべきじゃないかという意見が評議の中で出てまいります。そういったときに、今までの意見はこうだけれども、今回は、あえて一步踏み出さなきゃいけない事件なのかどうかというところを評議していただくこととなります。それがないと、ただ感覚的に、軽過ぎる、重過ぎるという話をぶつけ合うだけになってしまうからです。

どれくらい今までとは違う、新しい判断をしようとしているのかというところをわかっていただいた上で、あえてそこに踏み出していくのかどうかというところを皆さんに意識していただきたいなというふうに思って、いつも評議をさせていただいております。

もちろん、毎回そんなふうにはみ出すような話になるわけではなくて、見ていただいた傾向の中におさまるような事件のほうが数としては多いわけですが、中には、事件を生で体験された裁判員の方の感想として、今までの量刑はこうかもしれないけど、この被告人に対する刑はもっと重くていいんじゃないかと、そういう御意見も出ることは、時々あります。

そういうときに、それを、今まではこうなっていますからということで、簡単に切り捨てるのではなくて、そうだとすると、今までから踏み出すことについて、今回の事件にどういう特別な事情があるのかというところを、きちんと議論を尽くした上で、結論を出していただきたいということで、評議をさせていただいているところです。

ですので、決して、見ていただいたグラフの中で決まっているわけではありませぬし、やはり長い期間積み重ねていくことによって、そういったグラフの形自体が少しずつ変わっていくというようなことも想定されています。これがグラフというもので、常にデータベースも最新のものがデータとして加わって、グラフ自体も動いているんだということを御理解いただければと思います。

それでは、今量刑について、少しポイントを絞って、評議の話をさせていただきましたが、先ほど検察官からも少し説明がありましたとおり、日本の裁判員裁判の特徴として、刑を決めるということが加わっているのが大きな特徴であるんですけども、その前に、皆さんにはまず有罪か無罪かの判断をしていただくわけですが、今回参加されている皆さんが御経験された事件で、シビアに自分は犯人じゃないみたいな事件はなかったように見えていますけれども、それでも、事実について多少なりとも食い違いがあり、評議の中で話し合っ解決しなければいけなかった部分もあったのではないかと思います。そういった事実に関する評議も含めて、評議を終えた直後に、皆さんにアンケートで、しっかり評議できましたかというのを書いていただいているところなんですけれども、少し時間がたって、振り返っていただいて、自分が参加した裁判の評議がしっかりできただろうかというところを、ぜひ皆さんにお尋ねしたいなというふうに思っているんですけれども、全員にお聞きしてもいいでしょうか。

1 番の方からお聞きしてもいいですか。

○1 番

私が担当した裁判員裁判では、皆さんいろいろ意見が出て、やはり年代別に感じることも違ってますし、その中で、若い人の意見とか、いやそうじゃないんだとか、いろいろな意見が出たり、それから、この被告人はもう二度と許したくないという方もいらっしゃったし、その中で、バランスよくいろんな話し合いができて、よかったんじゃないかと思います。

○司会者

ありがとうございます。

2 番の方いかがですか。

○2 番

私が担当したものは、全て監視カメラがあつて、音声とかも聞けたので、ほぼ見たままをそのまま話すことができました。量刑の部分の細かいところのすり合わせ

みたいな部分だけでしたけど、ちゃんと評議できたと思います。

○司会者

ありがとうございます。

3番の方いかがでしたか。

○3番

しっかり評議ができたと思います。本当にいろんな考えの方がいらして、人それぞれというのを、改めて、すごく感じました。私って何か普通じゃないのかなって、ちょっと思ったりするときもありましたし、また、今日眠れなかったとか、夜中目が覚めましたとか、思い出して、ドキドキ心臓が鳴りましたという方も同じ裁判員の中にいらしたので、本当にいろんな方がいらっしゃるということが、改めて勉強になりました。

○司会者

ありがとうございました。

5番の方いかがでしたか。

○5番

素人考えですが、判決を下すときに、裁判官の方は10ポイントぐらい持っていて、裁判員は5ポイントとか、2ポイントぐらい持っていて、それで決めていくのかなと思っていたんですけども、裁判長のほうから、みんな1ですよということを言われて、ああこれは責任重いなというのをつくづく感じました。

やはり、そこまで自分で決めれるのかな、決めていいのかなという不安があったんですけども、これが裁判員裁判なんだなという感じを持ちました。

評議に関して言えば、今3番の方が言われたように、いろいろな年代の方、それから男女の方がおられて、こういう考え方もあるんだなというのも非常に参考にもなるし、皆さんしっかり発言されていて、その中で、裁判長、裁判官の方がリードしてくれて、意見をきちっとまとめながら、進めていっていただいたので、そういう意味では、しっかり評議できたんじゃないかと思います。

○司会者

ありがとうございました。

6番の方いかがでしたか。

○6番

今皆さん方がおっしゃったことに尽きると思います。ただ、私の感じとしては、この評議の形式は、裁判員裁判ということを前提にやったんですけど、このやり方は、民間の企業でもよくやっております。日本人によく合ったやり方だと思うんですよ。全く違う立場の人、年齢も違う、性別も違う、育った環境も違う人が、少人数、約10人以内の人で、共通の目的で議論するわけです。日本人が一番よくまとまるんです。連帯感が生まれるんです。一本化するわけです。その一番いいケースを私は体験させてもらったなと思っております。

量刑について、初めはかなり考えにばらつきがありましたが、最後はデータベースを見ながら、裁判長のいろいろなアドバイスを聞きながら、うまくまとまっていたと思います。それについて、自分の自己主張をする人は特になかったですね。

だから、このやり方というのを、ぜひいろんな意味で続けていかれたほうがいいなとは思っております。

○司会者

ありがとうございます。

少し皆さんからいただいた質問にお答えしたいと思いますが、この裁判員裁判では、国民の視点、感覚が反映されて、その結果として、裁判について、国民の理解が深まって、身近に感じられる、司法への信頼が高まることが期待されている中で、ふだん評議をしている裁判官の目から見て、国民の視点や感覚をどういうふうに感じられていますかという御質問をいただいておりますけども、このあたり、山下裁判官どうですか。

○山下裁判官

現在、小倉の裁判所で裁判員裁判をやらせていただいておりますし、前任地の大阪

でも裁判員裁判をやらせていただいたんですけども、毎回やっていて思うのは、参加されている裁判員の方々が、ちゃんと自分の意見を言うてくださるということ、その意見の中でも、すごく鋭い指摘が入っていて、おこがましいんですけど、自分で気付かないようなところを指摘してくださる方がたくさんいらっしゃるの、その分いろんな意見が出れば出るほど、その判断に厚みが出てきて、説得力が出てくるというふうに感じています。本日の皆さんの意見の中でも、いろんな意見があったとおっしゃってましたけども、やはりいろんな意見がある中で、そこがいい点というところ、そこがちょっと違うかなというところ、いろいろあったとは思いますが、そういうそれぞれがいいなと思ったところを取り入れながら、だんだん厚みのある判断になっていくというのが、すごく裁判員裁判のいいところだなというふうに思っています。

国民の視点・感覚をどう感じられますかという質問については、これも私の個人の感覚なんですけども、私の感覚と裁判員の方の感覚、視点というのは、そんなに違っているというふうには思っていないで、逆に皆さんのほうから見られた裁判官の視点、感覚というのも、そんなに違っていたというふうに思っている方は多くはないのかなというふうに私は思っています。

ですので、そんなに違わないけども、やっぱり細かく見ていくと、それぞれ感じ方も違うというところを持ち寄ってやっていくというようなイメージを持っておりまして、国民の視点、感覚がおかしいなんてことは全く思っていないし、むしろ、私たちの感覚がおかしいのもあるんじゃないかなというところが不安だったりもしています。

○杉原裁判官

鋭さを感じるというのは、山下裁判官が言ったとおりなんですけども、世間的にも最近よく言われていますが、優しさを感じることも非常に多いです。特に、1番の方とやらせていただいた介護殺人ですね。あれは、やはり裁判官だけのときというのは、簡単に執行猶予でいいのかという考えがあって、やはり厳しい判断が目立った

んだと思いますが、ああやって皆さんで真剣に議論させていただき、結果的には執行猶予という結論に至りました。そういう優しさを感じることも多くなりましたが、他方で、性犯罪には、すごい厳しさを痛感させられることも多かったです。

裁判官は、量刑感覚というのが、単独で、自分の事件もやっている関係で、これぐらいだったら猶予でいいのかなと甘く考えていることもあるんですが、性犯罪に対して女性の方から厳しい意見を聞かせていただくと、やはり自分がちょっと甘過ぎたんじゃないかと反省させられることが非常に多かったです。

あとは、鋭さという話がさっき出ましたが、逆に、鈍さを感じることもあります。この鈍さというのは、悪い意味じゃなくて、それが普通感覚かなと改めて考えさせられるところがありました。これまで専門家だけがこだわって、マニアックにここはこうだとか、ああだとか、ここはこっちが軽くなるとか、必要もないのに精密にやってきたところが、一般の方の感覚だと、もうそんなことはどうでもいいじゃないというような感じで、歯牙にもかけないわけです。弁護士、検察官は一生懸命主張しているのに、解決が一瞬にしてつくというか、そういったいい意味での鈍さも非常に感じます。我々が精密になり過ぎたことは、我々法曹の反省すべきところでもありますので、非常に勉強させられています。

○司会者

6 番の方どうぞ。

○6 番

もともとこの裁判員制度が導入されたのは、裁判における裁判官の認識が、一般国民の認識とかなり乖離があるのではないかということも理由の一つであったと思います。そういうことからしたら、この制度が始まって、大体6年たったと思いますけども、従来の裁判官だけでやられておった裁判と、同じようなケースでの裁判員裁判の量刑に差があるのかどうか、重くなったとか、むしろ軽くなったとか、変わらないとか、大体どのようになっておるのか知りたいんですけども。

○司会者

感覚的な話を申し上げますと、よく言われているのが、先ほど杉原裁判官からも出ましたけれども、性犯罪についての量刑は、裁判員制度導入後のほうがワンランクぐらい重くなっているのではないかというふうに言われています。

殺人とか傷害致死のような人が亡くなっている事件も、そういう傾向、要するにやや重め、重めに判断しているのかなという部分もあるんですが、さっき杉原裁判官が優しさと言いましたけども、逆に軽くなっている部分もあって、幅が広がってきているのかなという感覚は受けています。あくまで個人的な感覚なので、ほかの人にも聞いてみたいと思います。

検察官の立場からはどうですか。

○検察官

まさに、今司会者がおっしゃったとおりなのかなと思います。私も今手元に詳細なデータがないんですが、感覚として申させていただきますと、これまでより、事件ごとにメリ張りをつけつつ、幅が広がっているのかなと思います。これまで、法曹三者ですと、ある程度中央にぎゅっとまとまっていたものが、事件ごとに重くなるべきものは重く、かつ、例えば、介護殺人ですとか、被告人のほうに汲むべき事情がかなりあるものについては、これまでよりも軽くなっており、真ん中の部類のものはこれまでと余り変わらないということで、要するに事件ごとにメリ張りがついて、個別の判断がより広がっているのかなという感覚でございます。

○司会者

弁護士立場からいかがですか。

○弁護士

基本的には同じなんですけれども、影響という観点から考えると、裁判員裁判になる性犯罪と、裁判員裁判にならない性犯罪があるんですけれども、その裁判員裁判にならない、裁判官だけで判決を下す性犯罪に関しても、やや重めの判決が下される場合が多くなってきているのかなと感じます。

それはやはり、裁判員裁判になっている対象の事件で、従来よりも量刑が重めに

出ているというところがある程度影響しているのかなと、時代の変化もちょっとあるとは思いますが、そういった感覚はあります。

ただ、正直、裁判員裁判が導入されて、すごく重くなったとか、すごく軽くなったとかいう、極端なものは余り感じてはおりません。どちらかという、皆さん優しいかなというような感覚があります。どちらかという、細かく見てくださって、そんなに極端に重い刑が出ているというのは感じておりませんで、非常にバランスのとれた判断になっているのかなという感じでございます。

○司会者

5番の方どうぞ。

○5番

弁護士さんにちょっと聞きたいんですけども、被告人の方は、おまえら素人が俺に刑を決めるのかというような考え方を持たないんでしょうか。何となく専門家が決め、裁判官が決めたということであれば俺も納得するけど、素人が何人かそこにおいて、何か決めてるじゃないかというのはないんですかね。

○弁護士

人によるんだと思いますけど、納得しない人は何に対しても納得はしないので、裁判官が裁こうが、裁判員が裁こうが、裁かれること自体に納得できない人はいます。むしろ、僕の経験の範囲では、裁判員裁判になったら何が嫌かという、いろんな人に自分のことが知られてしまう、もしかして近所の人とかもいるんですかということを知られたり、自分のことを知っている人、あるいはその人たちが何か自分のことを誰かに言うてしまうんじゃないかとか、そういうことを心配される人はいますけれども、素人だからちゃんと裁いてくれないんじゃないか、あるいは間違った判断をするんじゃないかということの本気の要望として聞いたという経験は、今のところ私はないです。

○司会者

ほかに何か御質問はありますか。検察官どうぞ。

○検察官

先ほど今回の話題にある国民の視点ということが出ましたので、その点ちょっと皆様方にお聞きしたいんですけども、証人の方、つまり被害者ですとか、目撃者、関係者の方が証言されているのを皆様方が見て、その人たちの負担軽減のために、何かもうちょっとこうやってあげたらいいのになとか思うようなことはありましたでしょうか。我々としてもできる限り裁判に協力していただく証人の方の負担軽減に努めていきたいと思っておりますので、何かアドバイスがあればお願いいたします。

○司会者

いかがですか。どなたでも。

○1番

証人として出てこられている方は、納得して来られていると思うんです。負担はないと思うんですよね。顔を見せたくないという方であれば、よくテレビでありますけど、衝立をするとか配慮がちゃんとされていると思うんですよね。

○司会者

5番の方どうぞ。

○5番

私の事件のときには、被告人のお母さんが証人として出てこられたんですよね。そのときに、当然、加害者側の証人で来られますので、見ていても、非常に厳しい環境の中でお話しされているなと思いました。自分の息子がそういうことをやったんだから当たり前やないかと言われる方もいるでしょうけども、かなりやっぱり陰悪な雰囲気になったので、そこら辺、もう少し配慮が要るのかなという気がしないでもないですね。被害者側から言えばもちろん当たり前のことなんでしょうけども、親がどこまで責められるのかという気がしました。何かそこら辺少し配慮があってもいいのかなという気がしました。

○司会者

3番の方は、被害者とか目撃者の証人尋問をお聞きいただいたと思うんですけど、今の検察官の視点で、証人の方の負担が大きいというようなことは、実際裁判でお感じになりましたか。大変そうだなとか、証人に呼ばれて迷惑だろうなとか。

○3番

いや、私は大変そうだなとか、迷惑そうだなとは思わなかったですね。現に加害者のお母様が来られてたんですけど、ぱっと来て、ぱっと帰られたんですよ。息子があんなとんでもないことをしているので、いたたまれなかったんでしょうけれども、私は親だったら、ちゃんと事実を見るべきではないかなと思いました。だから、あれで私はいいと思いました。

○司会者

逆に、被害者の証人尋問では衝立をしたと思いますが、そのような配慮をするということについては、どうですか。

○3番

いいと思いました。被害者の方のほかに親御さんとかもお見えになってましたけれども、法廷では配慮されていたので、私は別にどうのこうのとは思いませんでした。

○司会者

ありがとうございます。

検察官は、ふだん証人の確保とかにかなり御苦労されているからこそその質問だと思いますが、その点について少しお話しいただけますか。

○検察官

恐らく今回いらしている皆様方が担当されている事件では、1番の方がおっしゃるとおり、証人の方は納得して来られていると思うんですが、場合によっては本当に嫌がられる方がおられます。証人の方というのは、裁判所が決定すれば、来ることが義務なので、あなたは来なかったら逮捕になりますので、無理やり連れて行きますと説明して来てもらっている人たちも中にはいるんです。本当に嫌々来てもら

っている人もいるので、皆様方から見て、何とかもうちょっとこうしてあげれば来やすいのになということがあるらばと思つて、質問させていただいた次第です。

○司会者

むしろ、自分がもし証人として呼ばれる立場になったらどうしてほしいかということですか。

○検察官

そうですね。まさに裁く立場を経験された皆様から、貴重な意見がいただければということなんです。

○5番

あの衝立というのは、希望されるんですか。

○検察官

法律上の要件はもちろんございますが、やはり怖いとか、そういう希望とかも聞いておまして、あなたの場合でしたら、こういう対応を裁判所のほうに申請することもできますが、どうしましょうかとか、例えば、性犯罪の被害者でしたら、傍聴人の方とも顔を合わせないようにしたほうがいいですかとかいうことは、やはり聞いています。

ただそのときに、我々として注意しておりますのは、希望したら絶対それが通るという意味じゃないんですよということも、きちんと説明しています。我々として、一番大事なのは、被害者や証人の方に嘘をつかないということで、制度は正しく説明するけども、過剰な期待を持たせないようにちゃんと説明をしております。

○司会者

今の話を若干補足しますと、検察官が、その証人の方の意向をお聞きして、検察官を通じて、そういう措置をとってほしいという申し入れを裁判所にするんですね。裁判所のほうで、一定の法律上の要件を満たしているかを審査した上で、この場合は満たしているということになれば、衝立を置くとか、さらに別室でビデオカメラをつないで尋問するとか、そういった措置をとります。

ただ、原則は、やはり正々堂々と法廷で衝立もしないでしゃべってもらおうというのが、もともとの証人尋問のやり方なので、やはり例外的に衝立を置いたり、別室とカメラをつないだりというふうにするからには、それだけの特別の事情というのがないといけないということです。

ただ、性犯罪の被害を受けたような女性であれば、別室で、被告人の近くではないところで、カメラを使って、しかも傍聴席にはカメラを通じても姿が見えないような形で、お尋ねしていることが多いです。

それでは、そのほかのことについてもお聞きしていきたいと思いますが、皆さんが最初に裁判に参加されるということで思ったことの中に、裁判というと、難しい法律用語がどんどん出てきて意味がわからないんじゃないかというような不安が、きっと最初の段階であったんじゃないかと思うんですけども、実際、経験されてみて、ちょっとここはまだまだ言葉がわかりにくいですよというようなところがあれば、誰の場面でも構いません。裁判官の言葉でも構わないですし、検察官、弁護人の言葉でも構わないですが、ここはもう少し普通の人にわかるように、ちゃんと言われたほうがいいんじゃないですかという御意見があれば、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

皆さん、最近お聞きすると、口をそろえてわかりやすかったですよというふうに言っただけのところなんですけども、我々もそれで、じゃあこれでいいかというふうに思っているわけではありませんので、強いて言えばというところでも構わないので、何か気が付いたことがあれば、教えてください。

いかがですか。わかりにくい言葉というのは、わかってないから、ここで言えないかもしれないですけど。そういう言葉があったかどうかでも構いません。特に困ったなというところはないですか。

御発言がないようですので、特に困ったことはなかったというふうに伺わせていただきます。

○司会者

それでは、次に、もう1点別の質問なんですけれども、これもよく一般の方に言われることなんですけど、裁判員になると後で仕返しされるんじゃないかとか、それが特に被告人が暴力団の人だったりしたら、暴力団から、何か嫌がらせされたり、仕返しされたりするんじゃないかということも、巷の話ではよく聞くところなんですけれども、それについて、皆さんが実際に参加されてどうだったかというところも含めてお聞きしたいんですが、まず、6番の方はまさにそういった関係の人の裁判を御担当されたんですけど、どんな感じでしたか。怖かったとかいうことはありましたか。

○6番

私が経験した今回の裁判員裁判では、被告人は暴力団じゃないし、後で仕返しをするとか、それにまつわることをやるというような組織を持っていないと思いますから、その心配はしなかったですね。

ただ、今、盛んに北九州の警察が取り組んでいる暴力団撲滅で、トップの方の事件をいろいろ耳にしますが、ただ、こういう組織になると、その関係事件の参考人というのは、相当勇気が要ると思います。

というのは、飲み屋に対する暴力団のみかじめ料に絡む事件がたくさん起きておるわけですが、それらの事件は大多数解決してないんですよ。まだまだやはり闇の世界というのは、整理がついてないと思っております。

○司会者

ありがとうございました。ほかの方はいかがですか。皆さん参加された裁判は、特に暴力団の関係ではなかったというふうにお聞きしていますけども、そうじゃなくてよかったという感じですか。そのあたりいかがでしょうか。

○検察官

まさに小倉ということになると、全国的にも今、小倉の暴力団の事件などが注目されていると思うんですが、率直にお伺いして、皆さんが今の小倉の暴力団の組長の事件の裁判員に選ばれたら、皆さんは参加できたと思いますか。それともやはり、

怖くてできないと思われませんか。率直な御意見をお聞きできればと思います。

○司会者

1番の方はどうですか。

○1番

やはり怖いです。今は暴力団関係の事件は、裁判員裁判はされないというふうに報道で聞いていますが、実際はそうじゃないんですかね。やっぱりあるんでしょうか。

○司会者

事件にもよりますね。ただ本当に、今言った組長、大きな組のトップとかいうことになると、裁判員裁判じゃなく裁判官だけでやるということも十分検討されていると思います。

ただ、そういうトップの人の裁判員裁判と言われたら、怖くてちょっと参加には尻込みするという感じでしょうか。

○1番

そうです。

○司会者

2番の方はいかがですか。

○2番

どういうふうな内容かにもよりますよね。どれだけ大丈夫かどうかを説明していただければ、参加すると思いますし、もうどう考えても危ないやと思ったときは、自分だけだったらいいかなと思うけど、子供のことも考えて辞退すると思います。

○司会者

ありがとうございます。

3番の方はいかがですか。

○3番

私も辞退します。と申しますのも、随分前なんですけれども、私の主人は暴力団

の追放に関わっただけで被害に遭いましたので。だから、あの方たちは、本当にとんでもない方たちだと私は思っておりますので、絶対に反対です。

○司会者

5番の方はいかがですか。

○5番

私も断るかなという気がしますね。やはり終わって何も無いというのは、これは当然なんだろうけども、終わった後に何かあるんじゃないかって、そういう詮索をこちらがしないといけないというのは、ちょっと負担に感じます。

私の事件の被告人は、本当にこんな犯罪を犯すんだろうかというような人だったので、その面では全然感じなかったんですけども、被害者側の傍聴者の中には、かなりエキサイトした方がおられて、裁判所の方が逆に心配されて、帰るときに駐車場までついてきていただいたりしたんですけど、そういうことを見ると、やはり暴力団の事件を裁判員裁判でやるというのは、ちょっと怖いと思います。

○司会者

6番の方はいかがですか。

○6番

難しい問題ですね。ただ、私は、今北九州でやられておるトップクラスあたりの裁判は、裁判員裁判から外したほうが良いというような気がします。

というのは、暴力団に対する社会的、または国家的な取組みというものが日本では本当にできてないと思います。

例えば、イタリアあたりは、マフィア、いわゆる暴力団に入っておるというだけで刑務所行きというふう聞いてますからね。罪は犯してなくても、暴力団の構成員だということがはっきりすると、それでも刑務所行きというぐらい徹底した社会の取組みをやっておる。日本の場合には、まだそこまで行ってませんよね。そして、今は、暴力団の方が、俺は暴力団だというような強面でうろつくような時代じゃないですよ。もうどこかの会社の課長クラスかなというようなスマートな人が

暴力団ですからね。

ということは、生活態度を見たら、この事件だけは別で、一般の社会生活の中のつながりはまた別ですよというような線引きは、ちょっとまだ早いと私は見ております。私の場合はお断ります。

○司会者

ありがとうございました。

小倉地区は、そういう意味では特殊でして、裁判員裁判で、除外、要するに危ないので、裁判官だけでやりますという判断をしているのは、今のところ、日本では小倉と福岡の裁判所だけなんですよ。それくらい特殊だということで御理解いただければと思います。

○司会者

それでは、最後になりますけれども、これから新しく裁判員になられる方に、参加された皆さんから、メッセージをいただきたいと思っておりますので、一人一人お伺いしていきたいと思えます。

では、1番の方からお願いします。

○1番

初めて裁判員に選ばれたときは不安でいっぱいでしたが、やはり参加して学ぶことが多く、よかったなと思えました。不安なくリードしてくださる裁判長がいらっしゃいますし、どんどん参加してほしいなと思えます。

○司会者

ありがとうございました。

では、2番の方どうぞ。

○2番

私は、子どもが小さかったので、最初の時点でお断りする旨の書類を送ってました。でも主人がせっかくだからということで、選任手続に参加してみたら選ばれたんですけど、選ばれてよかったかなと思えました。自分の意見を言うというのは、

専業主婦だとなかなか余りないんですよ。学校や家で言うくらいしかないので、自分の意見を少しでも社会に反映できる場があるのなら、受けたほうがいいんじゃないかなと思います。

○司会者

ありがとうございました。

3番の方をお願いします。

○3番

私もこういう機会がないと経験できない経験をさせていただいて、本当によかったなと思っています。また、私の周りの方もぜひ参加したいと、何で当たらないんだらうという人が本当に多いんですよ。

だから、私はほんとラッキーだったなと思っておりますし、また、周りの方にも一度経験されたほうがいいですよという話もしております。

○司会者

ありがとうございました。

5番の方、お願いします。

○5番

私も最初は何とか断る口実を見つけてと思ったんですけども、結局選ばれて、それも何かの縁があるのかなということで参加させていただきました。裁判がこういうふうに流れているんだということもわかったし、裁判所に来ることはないと思っていたのに来ることもできたし、さっき言ったように6人と補充の方2人で8名の方のいろいろな意見を聞くとなかなかおもしろいし、こういう考え方の方がいるんだなということも、非常にいい経験になりました。

私もまだ現役なんですけども、部下には断る理由をつくるなどっております。参加すると、裁判長、裁判官の方が非常に親切に、わかりやすく教えていただけるので、そういう意味でも心配は要らないんじゃないかなと思います。ぜひ、この制度がきちんと進むことを祈っています。

○司会者

ありがとうございました。

それでは6番の方、よろしくお願いします。

○6番

皆さんと同じ意見です。最初は、この通知をいただいたときに、あの裁判所に、というような足がすくむ思いがしましたけども、経験してみると、非常にわかりやすく、裁判長は大変だったと思いますけども、よくリードしていただいて勉強になりました。

一般の方も、機会に恵まれれば、ぜひ一度体験してみるべしというふうに私は思っております。これは、授業料も要りませんし、無料で体験、その後の裁判制度もわかりますから、日本国民の一員として、推薦をいたします。

以上です。

○司会者

ありがとうございました。きょうは本当に皆さんから貴重な御意見をいただいて、ありがとうございます。最後に、出席されている検察官、弁護士の方から、皆さんに何か一言ずついただければと思います。

検察官をお願いします。

○検察官

本日は貴重な意見を聞かせていただきまして、どうもありがとうございました。今回、皆様方にいただきました御意見を参考にさせていただきまして、今後ともよりよい、よりわかりやすい立証や説明に努めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○司会者

馬場弁護士をお願いします。

○弁護士

こういった場では、大抵弁護人のメモがわかりづらいとか、弁護人がなぜそんな

ことをしているのか理解できないとか、厳しい意見が多いんですが、本日は非常に優しい方々から御発言いただいたようで、特に厳しい意見もなかったんですが、やはり、弁護人としては、もともとの主張自体が非常に苦しい主張を出さざるを得ないような立場もありまして、その辺は説明できればよかったのかなと思ったんですけども、今回の事件に関しては、どの弁護人もおよそ非常にわかりやすい説明をしていたと理解してよろしかったでしょうか。

そういうことであれば、大変安心しております。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○司会者

裁判所からも、杉原裁判官いかがですか。

○杉原裁判官

きょうはどうもありがとうございました。

ちょうどお三方、私と一緒に裁判をさせていただいた方と久しぶりにお会いさせていただいて、いい裁判ができたなという思いを思い出しながら、改めて確認させていただくことができました。ありがとうございました。

2番と5番のお二方のお話を聞かせていただいて、すごく充実した裁判をしていただいたんだということが非常によくわかりました。本日はありがとうございました。

○司会者

山下裁判官どうぞ。

○山下裁判官

きょうは本当にありがとうございました。

皆さんにせっかく参加していただく裁判ですので、こうやってまた再度裁判所に来ていただいて、よい経験ができましたというふうに言っていただけるのは、裁判所としても非常にありがたいことだなというふうに思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○司会者

では、私からも一言。皆さん、本当にきょうはお疲れさまでした。ありがとうございました。

皆さんからいただいた率直な意見を、もう一度よく我々で吟味して、取り入れられるところをもっともっと取り入れて、よりよい裁判にしていきたいと思っております。これからも、どうぞ裁判員裁判について、御理解いただきますようお願いいたします。きょうはどうもありがとうございました。 以 上